

二〇一五年九月

慈円『愚管抄』幼学書説——その想定読者に着目して——

森

新之介

慈円『愚管抄』幼学書説——その想定読者に着目して——

森 新之介

はじめに

院政後期の天台僧慈円（久寿二年（一一五五）～嘉禄元年（一二二五））が承久三年（一二三二）の乱前に著わした『愚管抄』七巻は、卷第一、第二の年代記、卷第三乃至第六の本朝略史、そして卷第七の雜記により構成される。同書で著者の名は伏せられており、慈円を第三者として記述した箇所もあるため、嘗ては別人の作でないかと疑われていた。しかし、大正期に三浦周行が慈円の作であることを実証すると大いに注目され、研究が盛んになつた。

本稿で検証したいのは、三浦が「これ實に当時に於ける

事実上の主権者にましませる上皇の秘密的重大計画に反対せるもの」と述べて唱えた、『愚管抄』諫言書説の當否についてである。同説には津田左右吉から、「何等かの時務策を立てるならば、それは当局者に対する直接の進言もしくは献策として提出せられねばならぬのに、この書は著者の名をすら明かにせず、故に自己^①を三人称によつて記してゐるではないか。だから、著者の思想を思想として後日に伝へようとするのがこの書の述作の本意であつたらしく^②云々という異論があつたものの、後の研究史で殆んど懷疑されなかつた。同書についての厖大な先行研究で、諫言書説を批判したものは極めて見出し難い。

本論で後述するように、三浦以来の諫言書説は瑕疵が多く

く成立し得ない。また從来の研究では、『愚管抄』の考察に慈円の消息願文などを用いることと少なくなかつたが、これは同書そのものの分析が忽せになるという弊害を生じたよう見える。『愚管抄』は通念によらず、何よりもまずその内部徵証によつて分析されるべきであろう。

そこで本稿では、第一節で『愚管抄』の成立時期など議論の前提について整理する。第二節では同書の想定読者について検討し、後鳥羽院への諫言書と見得ないことを論証する。そして第三、第四節では、同書が幼学書であつたとの視角から、卷第三乃至第六の本朝略史と卷第七の君臣論についてそれぞれ分析する。以上の作業によつて、百年近く行われてきた『愚管抄』理解に大きく修正を迫りたい。

一 議論の前提

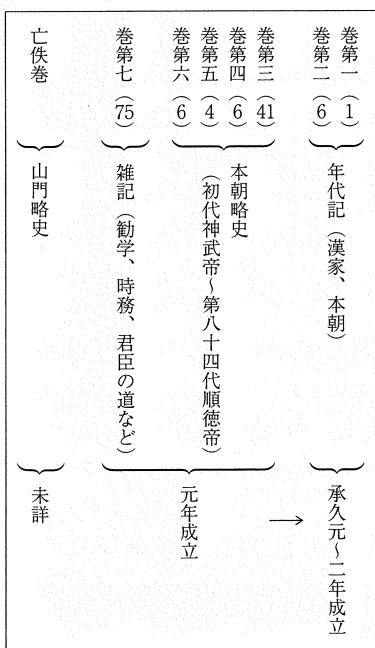
本節では議論の前提として、『愚管抄』七巻が成立した順序や時期、背景について整理する。結論を一部先取りして言えど、図表一に示す如く、承久元年（一二二九）に卷第三乃至第七の後五巻が、翌二年までに卷第一、第二の前二巻がそれぞれ成立したと考えられる。

成立時期の比定でまず注目されたのは、卷第一と第二にある「承久二年注レ之」（四三頁）、「承久二年十月之比、記

レ之了」（一二三頁）という記事である。夙に三浦は、卷第一、第二の年代記が承久二年に成立したのであれば、当然その後方にある卷第三乃至第七の本朝略史と雜記も同年の成立に違いないと考え、七巻すべてが承久二年に成立したと見た。これは村岡典嗣などが支持したため、以後今日に至るまで通説となつてゐる。

だが卷第一、第二の年代記には、「委細ニハ在別帖」（五三頁）など詳細を「別帖」に譲るとした箇所が九つあり、その八箇所に対応する記事が卷第三乃至第六の本朝略史に見える。村岡はこれを指摘し、「卷一、卷二の完成の

図表一 『愚管抄』の構成



*洋数字は「道理」「道リ」「ダウリ」の用例数（計139）、矢印は成立順。

時、第三卷以下が既に成っていたと考へ得る⁽⁴⁾と述べている。そして後五巻が前二巻より先に著わされたのであれば、前二巻が承久二年の成立らしいからと言つて、後五巻もまた同年の成立に違いないと臆断すべきでない。

全巻承久二年成立説を提唱した三浦も認めるように、卷

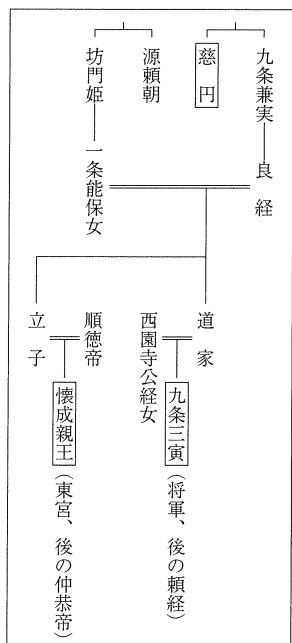
第七には「コノ東宮、コノ將軍ト云ハワゾカニ^惟二歳ノ少人ナリ」(三四二頁)といふ注目すべき一文がある。図表二に示す如く、東宮懷成親王と將軍九条三寅はともに慈円の曾姪孫であり、建保六年(一二一八)に生まれたため二歳であつた年は改元して翌承久元年に当たる。また、『愚管抄』

後五巻での最新記事は卷第六に見える承久元年十一月十九日の西園寺公経右大将拝賀(三二六頁)であり、津田は記事が翌二年に及んでいないことを指摘する。⁽⁵⁾

これを承けて浅野明光は、「我々は卷六及び卷七の記事のみよりすれば、承久元年末に書かれたものとなすが、自然であると思ふ」として、後五巻承久元年成立説を唱えた。また小田泰正と石田一良も通説を批判し、やはり後五巻承久元年成立説を取つてゐる。卷第一、第二の年代記は翌二年の成立であったかも知れないが、少なくとも卷第三乃至第七の本朝略史と雑記が元年末までの成立であることは疑いない⁽⁶⁾。

赤松俊秀が「愚管抄の脱稿の時が何時であるかの問題は、

図表二 略系譜(承久元年末當時)



愚管抄の価値決定に重大な関連を持つものである⁽¹⁰⁾』と評したように、これまで多くの研究者は『愚管抄』の脱稿時期を問題にしてきた。しかしうまでもなく、著述動機の分析で着目すべきは擗筆の時期でなく起筆のそれである。

そして慈円が『愚管抄』のために筆を起こした承久元年は、曾姪孫の三寅に大きな変化が生じていた。同年正月に暗殺された三代將軍源實朝の後任として、三寅は東下して七月に摂家將軍となる(ただし、將軍官下は七年後の嘉禄二年(一二三六))。よく知られているように、慈円は同書卷第七で、この三寅の將軍嗣立を八幡大菩薩や宗廟神の冥慮によるものと隨喜した。

イマ左大臣(九条道家..引用者註)ノ子ヲ武士ノ大將軍ニ、一定八幡大菩薩ノナサセ給ヒヌ。人ノスル事ニア

ラズ、一定神々ノシイダサセ給ヒヌルヨトミユル、フ
可思議
カシギノ事ノイデキ侍リヌル也。(三三六頁)

コレヲツクリイデ給フコトハヒトヘニ宗廟ノ神ノ御サ
体顎
タアラハナル。〔……〕將軍又カ、ル死シテ源氏平氏ノ
氏ツヤ／＼トタユベシヤハ。ソノカハリニコノ子ヲ
モチキルベシヤハ。一定タヽコトニハアラヌ也。(三一
四二頁)

前代の実朝があのような死を遂げて源氏將軍が絶え、代わりに三寅が摂家將軍となつたことは全く尋常でない、といふ。そのため小田は、「慈円はこの摂錄將軍の出現に宗廟廟力の神々の靈告を聞くことによつて愚管抄の筆をとりあげたのであらう」と見ている。

多賀宗隼が「慈円と『愚管抄』」にとつて、承久元年といふ年のもつ重要さと力をさらに具体的に知ることは、本書の理解を一層深める所以に外ならないのである。⁽¹²⁾と指摘したように、三寅が將軍となつた承久元年に起稿されたということは、同書の分析にとって極めて重要である。次節以降ではこれを前提に、諫言書説の当否などを検討していく。

『愚管抄』は承久元年に誰のため、そして何のために著されたのであらうか。

慈円は巻第七で、懷成親王と三寅について「コレヲコノ人々ヲトナシクヲハシマサンヲリ御覽ゼヨカシ」(三四三頁)と述べ、成長した二人が同書を読むことを期待していた。そのため河北騰は、『愚管抄』の執筆動機について「頼經〔三寅〕が、今後成人する間の教育（又は教訓）の書として読ませたかったから」と推測した。深沢徹も、同書では「九条家ゆかりの子供たちが、その究極的な読者対象として選び取られてくる」とし、「次代を担う未來の読者に向けて書かれた「遺言状」として、『愚管抄』はとらえられよう」と述べている。⁽¹³⁾

承久元年に慈円は六十五歳であり、當時としては十分老齢であった。恐らく余命の短さと三寅將軍繼嗣の悦びに衝き動かされ、三寅たちに教えたいたことや学ばせたいことを書き残そうとしたのであらう。すなわち『愚管抄』とは、幼童二人への幼学書であつたと考えられる。

懷成親王と三寅が『愚管抄』の想定読者であつたとする見解は、これまでも数人の研究者によつて示されてきた。

二 想定読者と仮名、勸学

問題はそれら研究者の多くが、同書の想定読者は懐成親王であり三寅であり、そして後鳥羽院でもあつたとして、三浦以来の諫言書説を修正しなかつたことである。右の如く幼学書説を提示した河北は、それとともに「後鳥羽院が今や密かに計画し着手しようとしている討幕の挙は、無謀だとして諫止したいとの気持ち」なども有り得るとした。また深沢も、「承久の乱」へ向け風雲急を告げるさなか、このままでは日本国は亡びてしまうとの強烈な危機意識にかかりたてられ、急ぎ足で『愚管抄』は書かれた^[15]とし、「特定の誰彼に宛てて書かれたものでない」とも述べている。だが、これら諫言書説と幼学書説は両立するものでない。もし慈円が非理の挙兵計画を知つて強烈な危機意識を懷いたのであれば、必ずやそれを未然に防ぐことに一意専心していたであろう。危急存亡の秋に諫言書をそれとして特化させず、幼学書としても活用できるように執筆したとすれば、余りに悠長であったことになるため考えられない^[16]。

そもそも諫言書とは、簡潔明瞭に漢文で記されるべきものである。慈円の同母兄たる九条兼実が後白河院のために認めた申状などと比較すれば、『愚管抄』は七巻と大部であり論旨が錯綜している。しかも、津田が「その実現を目前の政治の上に期待する時務策としてこの書のすべてを見ることは困難であらう」と評したように、焦眉喫緊の課題

を論じたにしては不要不急の記述に満ちている。

何よりも諫言書らしくないのは、その文体選択である。今日伝存の諸本では漢字も幾らか用いられているが、原本では殆んど専ら仮名書きであつたと塩見薰は推定する。^[19]この一事だけでも十分に諫言書らしくないが、しかも同書で仮名を用いたことについて、卷第二と卷第七では次の如く説明されている。

偏ニ仮名ニ書ツクル事ハ、是モ道理ヲ思ヒテ書ル也。

先是ヲカクカ、ント思ヨル事ハ、物シレル事ナキ人ノ
料也。(二二六~二七頁)

愚痴無智ノ人ニモ物ノ道理ヲ心ノソコニシラセントテ、
偏名ニカキツクル〔……〕。(三三二~三頁)

本書を仮名で記したのは、「物シレル事ナキ人」「愚痴無智ノ人」にも道理を分からせるためだ、という。もし同書が挙兵計画を諫止するために著わされたとすれば、慈円は後鳥羽院を愚痴無智と貶めながら隠忍自重を請うことになり、支離滅裂である。

また塩見が指摘したように、「公家社会の人々がいかに学問をうとんずるようになつたとはいえ、カナで書かなければ理解できぬわけではない」。そのため塩見の、「愚管抄は後鳥羽上皇と絶縁した場で書かれている。〔……〕カナで書いたのは「二歳ノ人々」、一家の繁栄と世の盛衰をかけ

てその成長を祈つてゐる將軍頼經と、皇太子、懷成親王にこそ、読まれることを期待してのことではなかつたであろうか。

「物知レル事ナキ人」と書かれてはいるが、実は無知の大衆のことではなく、幼いが故に物知ることのない人たちであつた⁽²²⁾という見解に従うべきであろう。なお、これは津田以外で『愚管抄』は後鳥羽院への諫言書でないと断言した、極めて稀有な例である。

『愚管抄』が幼学書であつたことは、卷第七の勸学論によつても裏付けられる。慈円はここで、「惣ジテ僧モ俗モ、今ノ世ヲミルニ、智解ノムゲニウセテ學問ト云コトヲセヌナリ」(三一九頁)として、漢籍では十三經や三史、八代史、『文選』、『白氏文集』、『貞觀政要』、國書では六国史、律令格式などを列挙する。そして、讀者に斯く語つている。

モシ万ガ一二コレニ心ヅキテ「コレコソ無下ナレ。本文少々ミバヤ」ナド思フ人モイデコバ、イトゞ本意ニ侍ラン。サアラン人ハコノ申タテタル内外典ノ書籍アレバ、カナラズソレヲ御覽ズベシ。ソレモ寛平遺誠、

二代御記、九条殿ノ遺誠、又名譽ノ職者ノ人ノ家々ノ日記、内典、二ハ顯密ノ先徳タチノ抄物ナドゾ、スコシ物ノ要ニハカナフベキ。(三二一頁)

もし讀者が本書に懽らず、自ら原典を読んでみようと思つたならば、それこそが自分の望む所だ。ここに列挙した内

外典の書籍を必ずご覧になるべきだ。殊に、外典では宇多帝の遺誠や醍醐村上両帝の宸記、九条殿藤原師輔の遺誠、識者の家記などがよいだろう、という。これは明らかに、今後政道に与るためそれら外典を読むべきだが未だ読んでいない、懷成親王と三寅に學問を勧める文章である。もしこの勸学論が後鳥羽院へのものであれば、慈円はすでに壯年に達していた治天の君を無学と貶めたことになつてしまふ。

また、ここでは外典を右の如く列挙しているが、内典については「顯密ノ先徳タチノ抄物」に言及するのみで、経論章疏の名を挙げていない。著者慈円が天台僧であるため、これまでの研究は『愚管抄』を内学によつて解釈しようとしてきたが、卷第七で所謂「學問」は余りに外学に偏つてゐる。同書は天台僧による思想書としてよりも、幼い東宮と將軍への故実書として理解すべきであろう。⁽²³⁾

三 卷第三乃至第六の本朝略史

前節では、『愚管抄』が懷成親王と三寅への幼学書であつたことを指摘した。この幼学書説によつてのみ、卷第三乃至第六の本朝略史も正しく理解できよう。

従来の研究では、『愚管抄』の歴史叙述は余りに九条家

に偏つていると繰り返し批判してきた。大隅和雄も卷第4について、「そこにはさまざまなかつて、中からさして多くない僧侶と武者を除けば、

見えるが、その中からさして多くない僧侶と武者を除けば、残るほとんどの人々は撰閑を中心とする系譜の網の中で、中心からさして遠くないところにおさまってしまうのである」と評し、この傾向は卷第五以降でも大きくは異ならないとしている。⁽²⁴⁾これは、著者の慈円が九条家所縁であっただけでなく、想定読者もまた九条家所縁の幼童であったことにより説明できる。

そして幼学書か諫言書かという問題は、同書全体における本朝略史の位置付けとも大きく関連する。本朝略史は、

卷第三の

年ニソヘ日ニソヘテハ、物ノ道理ヲノミ思ツ統ケテ、
老ノネザメヲモナグサメツ見、イト類、年モカタブキ
マカルマ罷、ニ、世中モヒサシクミテ侍レバ、昔ヨリ
ウツリマカル道理モアハレニオボエテ、[……]。(二二)

九貢)

という著名な一文で始まる。そのため従来、慈円は後鳥羽院に挙兵の「非理」を分からせるため、本朝略史で「物ノ道理」「昔ヨリウツリマカル道理」を叙述し、雜記での道理史觀を実証しようとした、と考えられてきた。例えば中村光も、卷第三乃至第六について「畢竟するに、第七に於け

る論旨を歴史的に基礎づけんがための叙述である」と述べている。この解釈は妥当であろうか。

黒川春村が天保十四年（一八四三）、蔵本（国立国会図書館現蔵）の卷第一遊紙で「此書に道理といふことハのうるざく見ゆるハ、わざとつとめて書るものと見えたり。一名道理管抄」とも名つけつべきもの也けり」と評したように、「愚管抄」では道理への言及が極めて多い。前掲の図表一に示した如く、筆者の試算によれば「道理」「道リ」「ダウリ」の用例は七卷で凡そ百三十九ある。⁽²⁵⁾だが、分量がほぼ均等な卷第三乃至第六の本朝略史は、卷第三に全体の三割弱たる四十一例があるものの、卷第四以降の三卷にはそれぞれ六例、四例、六例しかない。原田隆吉はこの用例分布を指摘し、「愚管抄全体がひとしなみに道理ばかり述べていると考へてはならないのである」⁽²⁶⁾と警告している。

『愚管抄』は「道理物語」との定評があるので、本朝略史の四卷において道理説明と物語叙述が融合しているとは言い難い。そして、多賀が「一般に議論批判に渉る部分には「道理」の数が多く、事実の直叙に力をいれている部分には少ない」と述べたように、「道理」の用例が少ない卷第四以降の三卷はただ事実を羅列しただけのような箇所が多い。赤松も、「愚管抄の史論のうちから、聖徳太子と馬子との関係、菅原道真の左遷、院政の発生、寿永の乱

に於ける神劍の紛失、摂家將軍出現の条を除いたならば、〔……〕水鏡の無味乾燥な史論と大差ないであろう」と評している。しかも『水鏡』などの鏡物と異なり、登場人物の官職などについて煩わしいほどに詳細である。

本朝略史が道理について多くを語らず、退屈であること

は慈円本人も認めていた。卷第六の末尾には次の如くある。

ソレ「[利生ノ本意、仏神ノ冥応]」ヲ詮ニテカキヲキ侍ナリ。ソノヤウハ事ヒロク侍レド、又(見)次ザマニカキ

ツクシ侍ベシ。其趣ニヒカレテハ、ミム人ハネ(見)プラ

レテヨモ見侍ラジ。其趣ニヒカレテハ、ミム人ハネ(見)プラ

目モサヌベク侍ルメリ。(三一七頁)

利生の本意や仏神の冥応などについては、これから論じ尽そう。そのような趣に心惹かれて読んできた人は、眠くなつてしまつたかも知れない。しかし以後はよい物語であり、目も覚めるだらう、という。これは本朝略史の歴史叙述が、道理史觀を実証するためのものでなかつたことを示していよう。

慈円はその少し前で、卷第三以降の四巻で論じてきたのは「此日本國ノ王臣武士ノナリユク事」(三一七頁)についてだとした。また後に卷第二の末尾で、卷第三以降を記した理由について

サスガニ此国ニ生レテ、是程ダニ國ノ風俗ノナレルヤ

ウ世ノウツリ行ヲモムキヲ、ワキマヘシラデハ又ア
ルベキ事ニモアラズト、思ハカラヒ侍ヅカシ。(二二七
頁)

頁

と述懐している。卷第三乃至第六の本朝略史、殊に道理への言及が少ないので卷第四以降は、東宮懷成親王と摂家將軍三寅に君臣武士や風俗世情の推移を示すことが目的になつていたと見てよい。河北も、本朝略史について「童蒙らに「語り聞かせる」趣が強く感じられるのである」と評している。

そもそも慈円は卷第三の冒頭で、保元の乱後の修史について斯く述べていた。

保元ノ乱イデキテノチノコトモ、マタ世繼ガモノ
ガタリト申モノモカキツギタル人ナシ。少々アリトカ
ヤウケタマハレドモ、イマダエミ侍ラズ。ソレハミナ
タバヨキ事ヲノミシルサントテ侍レバ、保元以後ノコ
トハミナ乱世ニテ侍レバ、ワロキ事ニテノミアランズ
ルヲハバカリテ、人モ申ヲカニニヤトヲロカニ覓テ、
ヒトスチニ世ノウツリカハリオトロヘクダルコトハリ、
ヒトスチヲ申サバヤトオモヒテ「……」カキツケ侍也。
(二二九頁)

保元の乱後は世継物語も書き継がれなくなつたらしく、あつたとしても美事のみを記しており、理非曲直を明らかに

するという修史の本分は失われている。そのため自分が筆を執ることにした、という。

前節で見たように慈円は卷第七の冒頭で、漢家には『春秋』三伝や三史、八代史、本朝には六国史があることを紹介する。しかし言うまでもなく、正史は漢文で記されており幼童にとって読み難い。またその正史も撰進が絶えて久しく、六国史より後の歴史を学ぶためには外史を用いなければならぬ。慈円は幼童二人に本朝略史、殊に保元の乱後のそれを学ばせるための良書がないことを思い、歴史學習の入門篇として卷第三乃至第六を著わしたと考えられる。

四　卷第七の君臣論

前節まで、『愚管抄』は後鳥羽院の挙兵計画を諫止するための諫言書でなく、二歳の懐成親王と三寅に学問させるための幼学書であつたことを論証してきた。では、卷第七のこれまで諫言論として解釈されてきた箇所で、慈円は何を読者に伝えたかったのであらうか。

当時の慈円が何よりも危惧していたのは、東国武士の狼藉である。卷第七では次のように述べられている。

武士將軍ヲウシナイテ、我身ニハヲノロシキ物モナクテ、地頭トテミナ日本國ノ所當トリモチタリ。

〔……〕 武士ナレバ、當時心ニカナハヌ物ヲバヲレ叶脱トニラミツレバ、手ムカイスル物ナシ。タゞ心ニマカセテント、ヒシト案ジタリト今ハミユメリ。サテコレラノヒガ脚見事ノツモリテ大乱ニナリテ、コノ世ハ我モ人モホロビハテナンズラン。(三四〇~四一頁)

源氏將軍は三代で絶え、繼嗣として京から九条三寅を迎えたものの二歳でしかなく、武士たちを畏怖させるような将軍はいなくなつた。武士は無道を行ひ易くなり、それらが積み重なれば大乱に発展し、この世の誰もが滅び尽きてしまう、という。

そして現状への対処について、慈円は斯く述べる。

道理云物ハヤス易ト侍タゾカシ。ソレワキマヘタラ升ン臣下ニテ、武士ノ勢アランヲメシアツメテ仰セキ力召集セバヤ。(三四一頁)

今コノ二歳ノ人々ノトナシク成テ、世ヲバウシナイモ果ハテ、ヲコシモ興立タテムズルナリ。「ソレ今廿年マタシマデ武士ヒガ脚事ゴトスナ脚事」。ヒガゴトセズハ自余ノ人ノヒガ脚事ゴトハト止メヤスシ」ト仰聞キカセテ、〔……〕。(三四二~三四三頁)

道理とは理解し易いものだから、それを心得た臣下が武士たちを召し集めて自重するよう説き聞かせればよい。懐成親王と三寅は今は僅か二歳だが、成人すれば天下の興廃を

決することになる。それまで廿年ほど武士が無道を行わなければ、余人の無道もまた止め易い、という。この道理を心得た臣下とは、慈円の姪孫にして三寅の父たる九条道家を指していると見てよい。このように当時の慈円は、武士たちの無道を深く憂慮していたものの、道家が道理によつて沙汰すれば、幼童二人が成人するまでの廿年ほどは静謐を期待できると見ていた。

問題は、天下を左右すべき懷成親王と三寅が、それぞれ如何なる天皇と將軍に成長するかということであった。慈円は卷第七で、君の心得について次のように述べている。

陽成院御事体テイナランタメナドコソ、イヨノメデタ
カルベケレ。ソレヲフセギ防ヲボシメシテハ、君コソ
太神宮、八幡ノ御心ニハタガハセラハシマサンズレ。
コヽヲ構テ君ノサトラセタマウベキ也。(三四四頁)

嘗ての陽成帝のように、暗君が明臣によつて廢されるのは好ましいことであり、もし暗君がそれを拒むようであれば太神宮と八幡神の心に違う、という。三浦は「其廢立を當然とするが如き論調は、皇室と一家をなせる撰籠家の伝統的思想なるべきも、余りに名分を無視せるものなり」と断じ、深沢もこれを「暴虐非道の暗主(後鳥羽上皇)はこれを廢するもやむなしとする驚くべき「謀反」の論理」と評している。しかしこれは、当時君臨していた後鳥羽院を

排除するという予告でなく、後に即位しても天皇は決して廢されないと驕らずに君道を尽すべきだ、という二歳の東宮懷成親王への訓諭と見るべきである。

同卷には「末代ザマノ君ノ、ヒトヘニ御心ニマカセテ世任

ヲオコナハセ給テ事イデキナバ、百王マデヲダニマチツ付

ケズシテ、世ノミダレンズル也」(三四九頁)ともあり、末代らしい君が私心に任せて世を動かすようなことになれば、百王を待たずして世が乱れると危惧されている。多賀が

「将来への期待の語としては急迫にすぎる。それは承久の企を目前に、後鳥羽上皇への風諫としてはじめて切実のひびきを伝える」と述べたように、従来の研究ではこの文を後鳥羽院への諫言と解釈してきた。しかし、「末代ザマノ君」すなわち末代らしい君とは暗君と同義であり、後鳥羽院への風諫としては激越に過ぎる。卷第七における「君」を、著述当時のそれに違いないと臆断すべきではない。

また同卷の後方で、慈円は君と將軍が和合すべきことも説く。

將軍ガムホン心ノヲコリテ運ノツキン時ハ、又ヤス易
トウシナハンズル也。実朝ガウセヤウニテ心得ラ失
ヌ。平家ノホロビヤウモアラハナリ。コレハ將軍ガ
内外アヤマタザランヲ、ユヘナクニクマレムコトノア
シカラズルヤウヲコマカニ申也。(三四九~五〇頁)

もし將軍が君への謀反心を懷けば、たとえそれを実行しなくとも実朝や平家のように必ず滅ぶ。そのため君は、妄りに將軍を憎んではならない、という。

深沢は「『愚管抄』は、「謀反」の嫌疑をはらすべく、必死の思いで書き上げられた、九条家の立場からする弁明の書でもあつた」とするが、これまで繰り返し強調してきた

ように、当時の將軍は僅か二歳の九条三寅である。未だ東西も弁えていない幼童が謀反の心を起こすことも、起こす

かも知れないと嫌疑されることも有り得ない。君への謀反心や將軍への猜疑心を禁じる説諭は、明らかに当時でなく、数年後の成長した幼童二人のために示されたものである。

悪しき天皇は必ず廢され、悪しき臣下は必ず滅ぶため、そうならないよう自省すべきだとされている。慈円はあくまで二歳の東宮と攝家將軍を想定読者として、「君ハ臣ヲタテ、臣ハ君ヲ立^リタツルコト^{ハリ}」（卷第七、三四七頁）を論じたのみである。

従来の諫言書説は、慈円は『愚管抄』の執筆當時すでに後鳥羽院の挙兵計画を察知していた、ということを自明の前提としてきた。しかし、そのような通念は同書によって裏付けられるものでない。多賀の「承久元年は、一方に於て、後鳥羽院を中心とする武家討伐計画もすでに表面化の兆のあらわれようとする時に当つている」という見解など

も、諫言書たる『愚管抄』が起稿された承久元年にはすでに挙兵の予兆があつたに違いない、という臆断であつたと考えられる。恐らく慈円は当時、二年後に後鳥羽院が干戈を動かすとは全く予期せず、幼童二人による明るい未来を願つていたのであろう。

おわりに

以上本稿では、慈円『愚管抄』が後鳥羽院への諫言書でなく幼童二人への幼学書であることを、その想定読者に着目して論証した。

承久元年（一二一九）七月、曾姪孫の九条三寅が二歳にして攝家將軍となつたことを、慈円は八幡大菩薩や宗廟神の冥慮と解釈した。そして『愚管抄』後五巻の本朝略史と雜記を起稿し、同年末までに脱稿する。

『愚管抄』は將軍三寅と、同じく一歳の曾姪孫たる東宮懐成親王の二人に、学問や心得などを伝授するために著わされたと考えられる。想定読者が幼童であつたからこそ、慈円は同書を仮名で記して学問を勧めた。もしこれが諫言書であれば、後鳥羽院は愚痴無智で漢文に堪えず学問を修めていないだろう、と貶めしたことになつてしまふ。

卷第三乃至第六の本朝略史も、懐成親王と三寅が後に歴

史を学習する時の教材として執筆された。殊に卷第四以降の三巻は、道理への言及が少なく瑣々たる記述が多く、「道理物語」という定評によつて説明できない。歴史叙述が九条家を中心となつてゐることも、同家所縁の幼い東宮と將軍に歴史を教えることが目的だつたからと見るべきである。

そして慈円は卷第七の雜記で、暗君は必ず廢され逆臣は必ず滅ぶと断言した。従来、後鳥羽院への諫止であり九条家についての弁明だとされてきたこの箇所は、ただ暗君逆臣になつてはならないという君臣の道を、懷成親王と三寅に説いたのみである。『愚管抄』は乱前の諫言書ではなく、平時の幼学書として読解されるべきであろう。

「愚痴無智ノ人」「末代ザマノ君」などとある『愚管抄』を、ほぼすべての先行研究は後鳥羽院への諫言書と信じて疑わなかつた。これは従来、君への諫言という行為が軽く考えられていたためだと見ざるを得ない。慈円や『愚管抄』だけではなく、当時の君臣関係についても再考が望まれる。

* 本稿で用いた史料の書誌は以下の通り。引用に当たつては適宜字体と句読を改め、訓点や傍点、傍線、傍記、括弧、頁数を付し、改行を省いた。

〔1〕『愚管抄』、『神皇正統記』：日本古典文学大系（岩波書店）。「天台勸学講縁起」：日本教育文庫（同文館）。「青蓮院門流」：多賀宗隼「青蓮院門流」（叢山南溪藏本）」（金沢文庫研究）一三一七（一三七）、一九六七）。

注

〔1〕卷第一、第二が年代記であることは、卷第一に「漢家年代」「皇帝年代記」（四一頁、四四頁）、卷第二に「此皇代年代」（一一六頁）とそれぞれ明記されているため疑いない。卷第三乃至第六については、卷第二に「最略記ナレバ略之也」（一二三頁）とあり、本論第二節で述べる如く卷第七で原典を読むよう勧められているため、最略記でも眞記でもない。またやはり後述する如く、卷第一、第二、卷第七で漢家と本朝双方の歴史を学ぶべきだとされてるべきであろう。そして卷第七は従来総論などと称されたが、和田英松が「六国史律令格式等の事より、世の変遷に就いて、何くれの事を記したり」（『本朝書籍目録考証』明治書院、一九三六、五七七頁）と評したように、論というほど整然としている。そのため卷第七は、雜記と称すべきである。

(2) 三浦周行「愚管抄」（初出一九一〇）、『日本史の研究』岩波書店、一九三一、一二四八頁。

(3) 津田左右吉「愚管抄の著作年代についての疑」(初出一九二四)、『日本文芸の研究』(津田左右吉全集一〇) 岩波書店、一九六四、三〇~三一頁。

(4) 村岡典嗣「愚管抄考」(初出一九二七)、『日本思想史研究』増訂版、岩波書店、一九四〇(初版一九三〇)、三四頁。また、同「愚管抄の著作年代編制及び写本——愚管抄続考」(初出一九三九、同前、六七頁) 参照。対応記事の見えない箇所とは、卷第二で永保元年(一〇八一)の山門大衆による三井寺焼き討ちと座主追放について、「委旨在別帖」(一〇四頁)としたものである。同卷には「山門ノ事ヲ此奥ニ一帖カキアラハシ侍ル也」(一二三頁)ともあり、山門についての今日伝存していない一帖(以下、「山門略史」と称する)が存在したらしい。そのため村岡が指摘した(『愚管抄の著作年代編制及び写本』、前掲、六八頁)ように、対応する記事は山門略史にあったと考えられる。

山門略史はその門流で読まれたらしく、逸文が「天台勸學講縁起」に「愚管抄」第七云(二九七頁)として載っている。ここで卷第七とされているのは、和田英松が指摘した(『本朝書籍目録考証』、前掲、五七六~七七頁)ように、年代記が本来一巻であり後に二巻に分けられたことにによる。また撰者未詳「青蓮院門流」(応長元年(一一三一))、正和元年(一一三二)成立)の第一条「行玄大僧正」にも、

(5) 三浦周行「愚管抄」(前掲)、一二三九頁。

(6) 津田左右吉「愚管抄の著作年代についての疑」(前掲)、二六頁。

(7) 浅野明光「愚管抄論(上)」(前掲)、六一頁。

(8) 小田泰正「愚管抄の執筆年代」(『史潮』四八、一九五三、九九頁)、石田一良「別帖」「付録」の著作年代(初出一九六七)、「愚管抄の研究——その成立と思想」(ペリカン社、二〇〇〇、第一部第二章、一五頁)。

(9) なお卷第三乃至第六と卷第七の成立順序については、深沢徹のように「まず卷七が最初に構想され、「……」卷三から卷六までの「歴史叙述」があとから書き加えられ、最後に卷一と卷二の「皇帝年代記」が添えられたとおぼし

「相伝聖教、名譲」進青蓮院(行玄僧正事也)事、見『愚管抄』とある。これに対応する記事も今日伝存の『愚管抄』に見えないため、恐らく山門略史に載っていたのであろう。

い」とする説もある（慈円『愚管抄』、丸山直他編集委員『秩序と規範』——「國家」のなりたち 岩波講座日本の思想六、岩波書店、二〇一三、二八六頁）。

(10) 赤松俊秀「愚管抄について」（初出一九四九）、『鎌倉仏教の研究』、平楽寺書店、一九五七、二六八頁。

(11) 小田泰正「愚管抄の執筆年代」（前掲）、一〇一页。なお起稿時期について、小田は承久元年の九月前後と見（一〇三頁）、石田一良は同年五月前後と見ていている（「別帖」

「付録」の著作年代、前掲、五三頁）。

(12) 多賀宗隼「愚管抄」、坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題』上、吉川弘文館、一九七一、二七八頁。

(13) 河北騰「愚管抄」についての小見、「立正大学大学院紀要」一三、一九九七、五一頁。なお当時は元服前であったため、厳密には「頬経」でなく幼名「三寅」が正しい。

(14) 深沢徹「歴史の〈外部〉に立つこと——『愚管抄』における「一人称」表現の可能性」、『愚管抄』の（ウソ）と（マコト）——歴史語りの自己言及性を超えて』森話社、二〇〇六、第一部第四章、一四一～四二頁。

(15) 深沢徹「言語論的転回」以後の歴史叙述は、どうるべきか——『今鏡』から『愚管抄』へ、「往きて、還る。やぶにらみの日本古典文学』現代思潮新社、二〇一一、第三章、六九頁。

(16) 深沢徹「歴史の〈外部〉に立つこと」（前掲）、一四

〇頁。また深沢以前に安津素彦と柄木孝惟も、それぞれ「慈円は万人必読を期待して認めたと、私は本書を解する」（『愚管抄覚書』、『國學院雑誌』五七一七、一九五六、一七九頁）、「著者は、この書の予定読者として、「物シレル事ナキ人」をも包みこむかなりに広汎な予定読者を予想していたことを意味するであろう」（『愚管抄と六代勝事記』、市古貞次他編『中世』日本文学全史三、学燈社、一九七八、一八三頁）と述べていた。

(17) なお、当初は諫言書であつたものを後に幼学書に改めたとも考え難い。浅野明光が「著者が本書著作に當つて、相応に筆を急ぎ、推敲訂正に及ばざりしやを疑はしめる」と述べた（『愚管抄論（上）』、前掲、四八頁）ように、『愚管抄』は年代記に加筆されることはあつても改稿されることはなかつたらしい。

(18) 津田左右吉「愚管抄の著作年代についての疑」（前掲）、三〇頁。

(19) 塩見薰「愚管抄のカナ（仮名）について」（『史林』四三一二、一九六〇）参照。

(20) 類例として、北畠親房『神皇正統記』（延元四年～一三三九成立、興国四年（一三四三）修訂）は、「或童蒙」に示すための書であることがその奥書に記されている。嘗てこの「或童蒙」は成立当時十二歳であった後村上天皇を指すとの説が主流であったが、如何に幼冲でも至尊を童蒙と称す

ることは余りに不遜であり考へられない、との批判もある（我妻建治『神皇正統記』の「童蒙」（初出一九七三）、『神皇正統記論考』吉川弘文館、一九八一、第二章第一節参照）。『愚管抄』について、後鳥羽院を愚痴無智と称することは余りに不遜であり考へられない、とする批判が殆んどなかつたことは奇怪である。

(21) 塩見薰「愚管抄のカナ（仮名）について」（前掲）、九一頁。

(22) 塩見薰「愚管抄のカナ（仮名）について」（前掲）、九一頁。また周知の如く、『愚管抄』では擬音語が多用されており、その理由を慈円は

此詞〔ハタト、ムズト、シャクト、ドウト〕ドモノ心ヲバ人皆是ヲシレリ。アヤシノ夫トノヰ人マデモ、此コトノハヤウナルコトグサニテ、多事ヲバ心工ラル、也。

（巻第二、一二七頁）

と説明する。これを根拠として、同書の想定読者は賤人だつたと見た先行研究も少なくない。だがやはり塩見が指摘したように、「彼らのために愚管抄を書くといつてゐるのではなく、彼らの理解できる〔……〕それを使つて愚管抄を書くといつてゐるだけである」（九〇頁）。

ただし、幼童二人が想定読者だつたとする塩見説は論証が十分でなかつたため、その後の研究史では殆んど顧みられなかつた。多賀宗隼は同説に理解を示しつつも、「私と

してはいさゝか疑ひを存せざるを得ないのである」と述べている（『愚管抄』、『慈円の研究』吉川弘文館、一九八〇、第一部第廿五章、二七一頁）。

(23) なお慈円が『愚管抄』を起稿した承久元年、順徳帝も

また宸筆を染めて二年後の三年に故実書『禁秘抄』を完成させた（和田英松「禁秘御抄」、『皇室御撰之研究』明治書院、一九三三、一二六頁参照）。和田は同書について、「そ

のさま寛平遺識などの如く、訓詁めきたるところあまた見ゆれば、蓋し幼帝の為に記し置かせ給ひしものならんか」（二二八頁）と推測し、日野西資孝「禁秘抄の原本形態とその成立に就いて」（『帝國學士院紀事』三一一、一九四四、三一二頁）や佐藤厚子「『禁秘抄』の研究（一）」（相山女學園大學研究論集 人文科學篇）三九、二〇〇八、三三頁）でも同趣のことが述べられている。慈円の『愚管抄』も順徳帝の『禁秘抄』も想定読者を明記していないが、同じく二歳の幼童のために著わされたものであつたと考えられる。

(24) 大隅和雄「愚管抄」を概観する（初出一九七二）、『愚管抄を読む——中世日本の歴史觀』講談社、一九九九（初刊一九八六）、第二章、一〇七頁。

(25) 中村光「愚管抄の歴史觀」、『古典研究』一一一、一九三六、三二頁。

(26) 凡そ百三十九例という筆者の試算は、鈴木正道のそれが十分でなかつたため、その後の研究史では殆んど顧みられなかつた。多賀宗隼は同説に理解を示しつつも、「私と

短期大学紀要』七、一九七二）などと一致する。なお、百

三十五例または百三十八例とする先行研究もあるが、従い得ない。

(27) 原田隆吉「愚管抄の『道理』、『文化』二四一四、一

九六〇、三五頁。

(28) 多賀宗隼「愚管抄」（前掲一九七一）、二八二頁。ま

た太田佳恵も、「卷第三から卷第六までの歴史叙述の変化

—時代を下るにつれて歴史記述に具体性が増す一方で歴史解釈が減少して、いく」を指摘している（『愚管抄』の構成と構想）、『寧楽史苑』四九、二〇〇四、八頁）。

(29) 赤松俊秀「愚管抄について」（前掲）、二九四頁。なお、

赤松は中略箇所で「史実の記述が精確であるのみであつて」と述べているが、友田吉之助が指摘した（『愚管抄の史料と史料的価値』、『島根大學論集人文科学』四、一九五四）ように、「愚管抄」の記事には誤りも少なくない。

(30) なお大隅和雄は、この「ミムハネ^見ブ^紙ラレテヨモ見侍ラジ」という文を卷第七についてのものと解釈する（同訳『愚管抄』講談社、一一〇一一〈初刊〉一九七一〉、三七〇頁）。だが、それでは同巻が卷第六までよりも退屈だということになってしまふため、従い難い。

(31) 河北騰「『愚管抄』についての小見」（前掲）、四二頁。

(32) 深沢徹「偽装の言説——『愚管抄』にみる、方法としての〈老い〉」（第二部第六章、初出一〇〇九）、『往きて、

還る。』（前掲）、一一九、二一頁。

(33) 多賀宗隼「愚管抄」（前掲一九七一）、二九六頁。

(34) 深沢徹「慈円『愚管抄』」（前掲）、二八六頁。

(35) 多賀宗隼「愚管抄」（前掲一九七一）、二九六頁。

付記 本稿は、平成廿六年度科学的研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員）